

第三章 会期、会期の延長及び休会

一七 常会の会期中に議員の任期が満限に達したときは、その満限の日をもつて会期は終了する

常会の会期は、百五十日間であるが、会期中に議員の任期が満限に達したときは、その満限の日をもつて会期を終了する。その例は次のとおりである。

第三十一回国会は、昭和三十三年十二月十日に召集されたが、昭和三十四年五月二日に参議院議員の半数の任期が満限に達したため、同日（召集日から百四十四日目）をもつて会期を終了した。

（注）常会については、国会法制定当初、「その会期中に議員の任期が満限に達しないようにこれを召集しなければならぬ。」と規定されていたが、第二十一回国会における国会法の改正（昭和三十年法律第三号）により、「会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもつて、会期は終了するものとする。」と改められた。

参照 二号

一八 臨時会及び特別会の会期決定の手續に関する例

臨時会及び特別会の会期は、議長があらかじめ各常任委員長から立法計画について意見を聴取し、衆議院議長と協議した後、議院がこれを議決する定めである。

この場合、衆議院議長から会期について協議の申出があつたときは、議長は、議院運営委員会理事會にこれを報告するとともに、常任委員長懇談會を開き、各常任委員長から意見を聴取する。次いで、議院運営委員会にこれを諮り、衆議院議長に回答した後、議院の會議において議決するのを例とする。ただし、第三回国會（臨時）及び第二十二回国會（特別）の會期は、召集日に常任委員長が全部欠けていたため（国会法の改正により全常任委員会が改組された）、議長は、各會派の代表者の意見を聴取し、衆議院議長と協議した後、議院に諮りこれを議決した。

なお、通常選挙後初めて召集される国会の會期の決定に当たつては、常任委員長懇談會は開かないのを例とする。また、議長が常任委員長懇談會を開く場合、特別委員会又は調査會が設置されているときは、特別委員長又は調査會長にも出席を求め意見を聴取するのを例とするほか、憲法審査會會長にも出席を求め意見を聴取するのを例とする。

（注）第一回国會の會期は、国会法附則第五項の規定に基づき、暫定衆議院規則に定める手續によりこれを議決し

た。

参照 三二号

一九 臨時会及び特別会の会期は、召集日に議決するのを例とする

臨時会及び特別会の会期は、召集日の議院の会議において、これを議決するのを例とする。ただし、召集日の翌日又は翌々日に議決したことがある。その例は次のとおりである。

第一回国会（特別）

召集日の翌々日議決（衆議院も同日議決）

第十六回国会（特別）

召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第二十九回国会（特別）

召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第三十二回国会（臨時）

召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第四十一回国会（臨時）

召集日の翌々日議決（衆議院は召集日議決）

第五十回国会（臨時）

召集日の翌日議決（衆議院は召集日議決）

第五十九回国会（臨時）

召集日の翌々日議決（衆議院は召集日議決）

第三章 会期、会期の延長及び休会 （一八、一九）

第二百二十七回国会（特別） 召集日の翌日議決（衆議院も同日議決）

参照 二三号、二二七号

国 第一三条

二〇 会期について、両議院の議決が一致しなかった例

会期について、両議院の議決が一致しなかったときは、衆議院の議決したところによる。両議院の議決が一致しなかった例は、次のとおりである。

第二百二十五回国会（臨時） 平成四年十月三十日本院は会期を五十日間と議決したが、同日衆議院は会期を四十日間と議決した。

参照 二七号

国 第一三条

二一 会期について、衆議院が議決し、本院が議決しなかった例

臨時会及び特別会の会期について、衆議院が議決し、本院が議決しなかったときは、衆議院の議決したところによる。衆議院が議決し、本院が議決しなかった例は、次のとおりである。

- 第七十三回国会（臨時） 八日間（昭和四十九年七月二十四日衆議院議決）
- 第七十六回国会（臨時） 七十五日間（昭和五十年九月十一日衆議院議決）
- 第七十八回国会（臨時） 五十日間（昭和五十一年九月十六日衆議院議決）
- 第八十一回国会（臨時） 八日間（昭和五十二年七月二十七日衆議院議決）
- 第八十二回国会（臨時） 四十日間（昭和五十二年九月二十九日衆議院議決）
- 第八十八回国会（臨時） 三十日間（昭和五十四年八月三十日衆議院議決）
- 第九十九回国会（臨時） 六日間（昭和五十八年七月十八日衆議院議決）
- 第一百五回国会（臨時） 六日間（平成元年八月七日衆議院議決）
- 第一百七十回国会（臨時） 六十八日間（平成二十年九月二十四日衆議院議決）
- 第一百七十五回国会（臨時） 八日間（平成二十二年七月三十日衆議院議決）
- 第一百七十八回国会（臨時） 四日間（平成二十三年九月十三日衆議院議決）
- 第一百八十一回国会（臨時） 三十三日間（平成二十四年十月二十九日衆議院議決）

参照 二八号、二五四号

二二 会期について、本院及び衆議院が議決するに至らなかつた

例

第百五回国会（臨時） 昭和六十一年六月二日召集、同日衆議院が解散されたため、会期について本院及び衆議院は議決するに至らなかつた。

第百三十七回国会（臨時） 平成八年九月二十七日召集、同日衆議院が解散されたため、会期について本院及び衆議院は議決するに至らなかつた。

第百九十四回国会（臨時） 平成二十九年九月二十八日召集、同日衆議院が解散されたため、会期について本院及び衆議院は議決するに至らなかつた。

二三 会期の延長は、会期終了の当日又はその前日若しくは前々

日に議決するのを例とする

会期の延長は、会期を定める場合と同様の手続を経た後、会期終了の当日（三十四回）又はその前日（十四回）若しくは前々日（五回）にこれを議決するのを例とする。ただし、会期延長の議決を会期終

了日の三日前（第三十三回国会）、四日前（第九十一回国会）及び五日前（第四十三回国会）に行つたことがある。

参照 一八号、一九号、二八号、三二号

二四 会期及び会期の延長は、日数をもつて議決する

臨時会及び特別会の会期並びに国会の会期の延長は、日数をもつてこれを議決する。

国 第二二条

二五 会期延長の回数、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回までとする

会期延長の回数については、当初これを制限する規定がなかったが、第二十八回国会における国会法の改正（昭和三十三年法律第六十五号）により、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならないと定められた。

なお、会期延長の日数については、これを制限する規定はない。

二六 議員の半数の任期満了日まで会期が延長された例

通常選挙前の国会において、本院議員の半数の任期満了日まで会期が延長されたことがある。その例は次のとおりである。

第二十四回国会（第四回通常選挙前） 昭和三十一年五月十二日衆議院は十七日間の会期の延長を議決、同月十六日本院は十七日間の会期の延長を議決、本院議員の半数の任期満了日である六月三日まで会期は延長された。

第四十八回国会（第七回通常選挙前） 昭和四十年五月十九日衆議院は十三日間の会期の延長を議決（本院は会期の延長について議決しなかった）、本院議員の半数の任期満了日である六月一日まで会期は延長された。

二七 会期の延長について、両議院の議決が一致しなかった例

会期の延長について、両議院の議決が一致しなかったときは、衆議院の議決したところによる。両議院の議決が一致しなかった例は、次のとおりである。

第十三回国会 昭和二十七年六月三十日本院は十日間の会期の延長を議決したが、これに先立ち同月二十八日衆議院は三十日間の会期の延長を議決した。

第十五回国会 昭和二十七年十二月二十二日本院は二日間の会期の延長を議決したが、同日衆議院は九十九日間の会期の延長を議決した。

参照 二〇号

二八 会期の延長について、衆議院が議決し、本院が議決しなかつた例

会期の延長について、衆議院が議決し、本院が議決しなかつたときは、衆議院の議決したところによる。衆議院が議決し、本院が議決しなかつた例は、次のとおりである。

第十三回国会（第三次延長） 十日間延長（昭和二十七年六月二十日衆議院議決）

同（第五次延長） 一日間延長（昭和二十七年七月三十日衆議院議決）

第十六回国会（第二次延長） 三日間延長（昭和二十八年八月七日衆議院議決）

第十九回国会（第四次延長） 二日間延長（昭和二十九年六月三日衆議院議決）

- 第十九回国会（第五次延長）
十日間延長（昭和二十九年六月五日衆議院議決）
- 第二十五回国会
七日間延長（昭和三十一年十二月六日衆議院議決）
- 第二十六回国会
一日間延長（昭和三十二年五月十八日衆議院議決）
- 第三十回国会
三十日間延長（昭和三十三年十一月四日衆議院議決）
- 第四十八回国会
十三日間延長（昭和四十年五月十九日衆議院議決）
- 第五十六回国会
八日間延長（昭和四十二年八月十日衆議院議決）
- 第六十八回国会
二十一日間延長（昭和四十七年五月二十六日衆議院議決）
- 第七十一回国会（第一次延長）
六十五日間延長（昭和四十八年五月十九日衆議院議決）
- 同（第二次延長）
六十五日間延長（昭和四十八年七月二十四日衆議院議決）
- 第七十二回国会
三十五日間延長（昭和四十九年四月二十六日衆議院議決）
- 第七十五回国会
四十日間延長（昭和五十年五月二十四日衆議院議決）
- 第七十六回国会（第一次延長）
二十六日間延長（昭和五十年十一月二十二日衆議院議決）
- 同（第二次延長）
五日間延長（昭和五十年十二月二十日衆議院議決）
- 第八十回国会
十二日間延長（昭和五十二年五月二十八日衆議院議決）
- 第八十二回国会
十八日間延長（昭和五十二年十一月七日衆議院議決）

- 第八十四回国会 三十日間延長（昭和五十三年五月十七日衆議院議決）
- 第八十七回国会 二十五日間延長（昭和五十四年五月十九日衆議院議決）
- 第九十六回国会 九十四日間延長（昭和五十七年五月十九日衆議院議決）
- 第百回国会 十二日間延長（昭和五十八年十一月十六日衆議院議決）
- 第百一回国会 七十七日間延長（昭和五十九年五月二十三日衆議院議決）
- 第百二回国会 五十七日間延長（昭和六十年四月二十六日衆議院議決）
- 第百三回国会 七日間延長（昭和六十年十二月十三日衆議院議決）
- 第百七回国会 二十一日間延長（昭和六十一年十一月二十八日衆議院議決）
- 第百九回国会 十一日間延長（昭和六十二年九月八日衆議院議決）
- 第百十三回国会（第一次延長） 五十九日間延長（昭和六十三年九月二十六日衆議院議決）
- 同（第二次延長） 三十四日間延長（昭和六十三年十一月二十四日衆議院議決）
- 第百十四回国会 二十五日間延長（平成元年五月二十八日衆議院議決）
- 第百二十二回国会 十一日間延長（平成三年十二月十日衆議院議決）
- 第百二十五回国会 二日間延長（平成四年十二月八日衆議院議決）
- 第百二十八回国会 四十五日間延長（平成五年十二月十五日衆議院議決）

- 第四百四十五回国会 五十七日間延長（平成十一年六月十七日衆議院議決）
- 第四百五十四回国会 四十二日間延長（平成十四年六月十九日衆議院議決）
- 第四百五十六回国会 四十日間延長（平成十五年六月十七日衆議院議決）
- 第四百六十二回国会 五十五日間延長（平成十七年六月十七日衆議院議決）
- 第四百六十五回国会 四日間延長（平成十八年十二月十五日衆議院議決）
- 第四百六十六回国会 十二日間延長（平成十九年六月二十二日衆議院議決）
- 第四百六十八回国会（第一次延長） 三十五日間延長（平成十九年十一月九日衆議院議決）
- 同（第二次延長） 三十一日間延長（平成十九年十二月十四日衆議院議決）
- 第四百六十九回国会 六日間延長（平成二十年六月十三日衆議院議決）
- 第四百七十回国会 二十五日間延長（平成二十年十一月二十八日衆議院議決）
- 第四百七十一回国会 五十五日間延長（平成二十一年六月二日衆議院議決）
- 第四百七十三回国会 四日間延長（平成二十二年十一月三十日衆議院議決）
- 第四百七十七回国会 七十日間延長（平成二十三年六月二十二日衆議院議決）
- 第四百七十八回国会 十四日間延長（平成二十三年九月十六日衆議院議決）
- 第四百八十回国会 七十九日間延長（平成二十四年六月二十一日衆議院議決）

第百八十五回国会

二日間延長（平成二十五年十二月六日衆議院議決）

第百八十九回国会

九十五日間延長（平成二十七年六月二十二日衆議院議決）

第百九十二回国会（第一次延長）

十四日間延長（平成二十八年十一月二十九日衆議院議決）

同（第二次延長）

三日間延長（平成二十八年十二月十四日衆議院議決）

第百九十六回国会

三十二日間延長（平成三十年六月二十日衆議院議決）

参照 二一―

二九 国会の休会を行った例

国会の休会は、会期を定める場合と同様の手続を経た後、両議院一致の議決によりこれを行う。その例は次のとおりである。

第一回国会 昭和二十二年六月三日の会議において、新内閣の諸準備を待つため、同月四日から同

月二十二日まで十九日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

同 昭和二十二年八月三十日の会議において、内閣の議案提出の準備を待つため、同年九

月一日から同月十四日まで十四日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

第二回国会 昭和二十二年十二月十一日の会議において、年末年始のため、同月十二日から翌年一月二十日まで四十日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

第三回国会 昭和二十三年十月二十三日の会議において、新内閣の諸準備を待つため、同月二十四日から同年十一月七日まで十五日間の国会の休会を議決した（衆議院も同日議決）。

なお、年末年始、内閣総理大臣指名後の内閣の諸準備を待つため等の理由により、休会の議決をすることなく相当期間議院の会議を開かないことがある（これを自然休会という）。

（注）本院では議院の休会を行った例はない。

参照 一八号、三一号、一六九号、三八四号、四〇七号、四〇九号

（国）
（第）
（四）
（条）
（第）
（五）
（条）

三〇 国会の休会の日数は、会期に算入する

国会の休会の日数は、会期に算入する。

三一 会期、会期の延長又は休会を議決したときは、即日その旨を衆議院及び内閣に通知する

臨時会及び特別会の会期を議決したとき、会期の延長を議決したとき、又は国会の休会を議決したときは、即日その旨を議長から衆議院議長及び内閣総理大臣に通知する。

三二 衆議院が解散されたときは、内閣からその旨の通知がある

衆議院が解散されたときは、本院は同時に閉会となるため、衆議院解散の詔書が発せられ衆議院に伝達されたときは、内閣総理大臣から本院議長に詔書の写しを添えてその旨の通知がある。本院の会議中でないときにこの通知を受けた場合は、議長は、各会派にその旨を通知するのを例とする。

(注) 衆議院解散の通知を本院の会議中に受けたことはない。